

第5章

障害者支援事業の円滑な実施

―第5期上尾市障害福祉計画・

第1期上尾市障害児福祉計画―

第5章 障害者支援事業の円滑な実施（基本目標6）

—第5期上尾市障害福祉計画・第1期上尾市障害児福祉計画—

1 概要

(1) 趣旨

本章は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項で定められた「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項で定められた「障害児福祉計画」を「第5期上尾市障害福祉計画」「第1期上尾市障害児福祉計画」として定めるものです。

上尾市の障害者・障害児が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な障害福祉サービスや相談支援等を計画的に提供することを目的とし、「第2期上尾市障害者計画」と連携して、障害者・障害児の生活を支えます。

(2) 基本的考え方

地域共生社会の実現に向けて、障害の種別や程度を問わず、障害者・障害児が希望する場所に居住し、必要な障害福祉サービス等の支援を受けつつ、障害者・障害児の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

① 障害者・障害児の自己決定の尊重と意思決定の支援

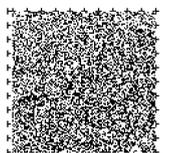
障害者・障害児の自己決定を尊重し、その意思決定に対する障害福祉サービス等を提供することを通じて、障害者・障害児の自立と社会参加の実現を図ります。

② 障害種別によらない障害福祉サービスの提供

障害福祉サービス等の提供にあたっては、すべての障害者・障害児に対し、個々のニーズに応じた多様な支援が求められます。そのため、上尾市ではそれぞれに応じたきめ細かい障害福祉サービス等の提供を基本としています。

③ 地域生活への移行促進及び地域定着の支援

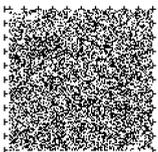
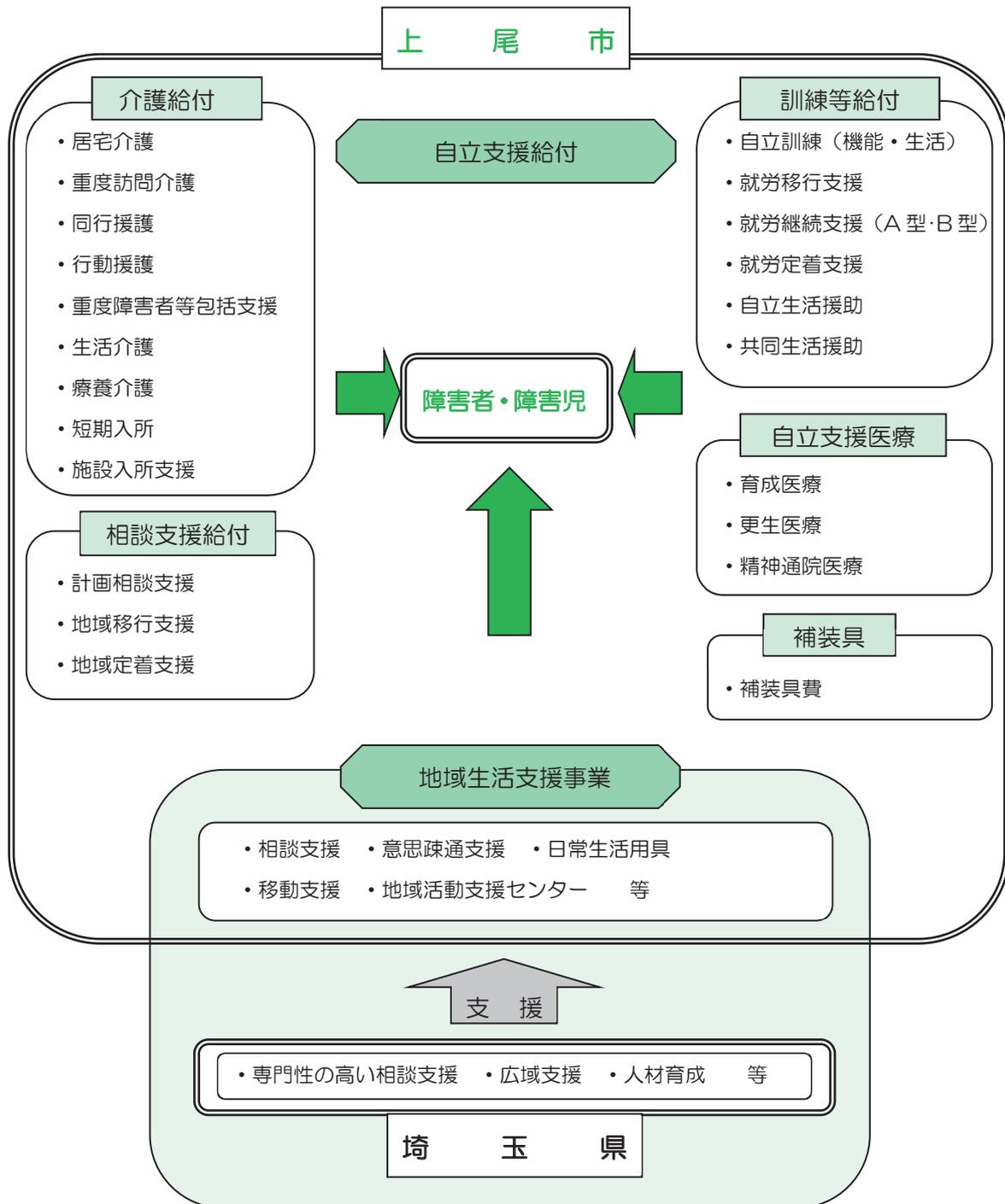
障害者が地域において自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、入所又は入院している障害者が地域生活に移行することを支援するとともに、その地域に定着できるようサービスの提供に努めます。そのため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、障害福祉サービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用することを通じて、提供体制の整備を進めます。



2 障害福祉サービス等の事業体系

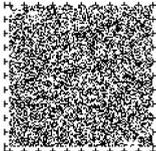
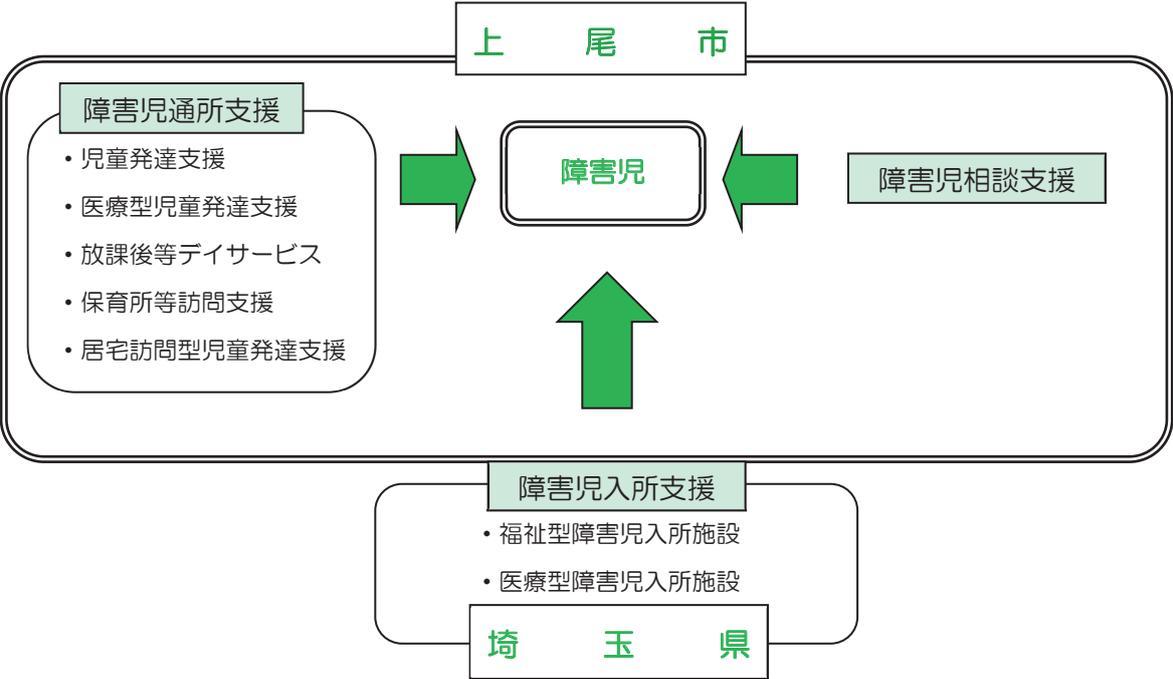
(1) 障害者総合支援法によるサービスの事業体系

障害者総合支援法によるサービスは、それぞれの利用者の障害支援区分、社会活動や介護者、居住等の状況など勘案すべき事項を踏まえ、介護給付、訓練等給付等の個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と市町村事業として柔軟に実施する「地域生活支援事業」に分かれて構成されており、障害あ者の状況やニーズに応じたサービス体系となっています。



(2) 児童福祉法によるサービスの事業体系

児童福祉法によるサービスは、主に市町村が所管する、障害児への通所による発達支援や治療等を行う障害児通所支援と、都道府県が所管する、障害児への入所による保護、指導及び治療等を行う障害児入所支援に分かれて構成されており、障害児の状況やニーズに応じたサービス体系となっています。



3 第5期上尾市障害福祉計画

(1) 平成32（2020）年度の数値目標の設定

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針

平成28年度末時点での施設入所者の9%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて平成32（2020）年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者から2%以上削減することを基本とする。

目標

A 地域生活移行者数

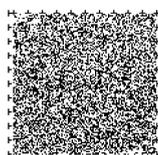
平成28年度末の施設入所者のうち、9%以上が地域生活へ移行します。

項目	数値	考え方
平成28年度末時点での施設入所者数	181人	平成28年度末時点での施設入所者数（実績値）
【目標値】地域生活移行者数	17人	上記のうち、平成32年度末までに地域生活へ移行する者の目標値

B 施設入所者数

埼玉県は国の基本指針に対して、「本県において入所待機者が年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などによる地域生活が困難なものが多数入所待ちをしている状況であることを踏まえ、施設入所者の削減数の数値目標は設定しない」との見解を示しています。

上尾市では、本県の事情を勘案した埼玉県の考え方に従い、目標設定は行わないものとします。



② 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針

平成32（2020）年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。

目標

精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム^{※60}の構築に向けて、平成32年度末までに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置を目指します。なお、近隣自治体との共同設置も含めて検討していきます。

③ 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針

平成32（2020）年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

目標

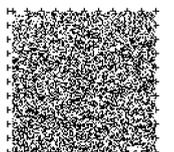
平成32（2020）年度末までに地域生活支援拠点^{※61}を1か所整備します。なお、近隣自治体との共同設置も含めて検討していきます。

※60 地域包括ケアシステム

高齢者や障害者等すべての人が、地域の一員として、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・生活支援・社会参加・地域の助け合いが包括的に確保される仕組み。

※61 地域生活支援拠点

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する取組。



④ 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針

平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。

また、当該目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成32(2020)年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを旨とする。

就労定着支援事業により支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。

目標

A 一般就労移行者数

平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とします。

項目	数値	考え方
平成28年度の一般就労移行者数	48人	平成28年度において就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行した者の数
【目標値】 平成32年度の一般就労移行者数	72人	平成32年度において就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する者の数

B 就労移行支援事業利用者数

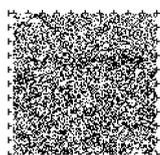
平成32(2020)年度末における利用者数が、平成28年度末における利用者数の2割以上増加することとします。

項目	数値	考え方
平成28年度末の就労移行支援事業利用者数	91人	平成28年度末において就労移行支援事業所の利用をした者の数
【目標値】平成32年度末の就労移行支援事業利用者数	131人	平成32年度末において就労移行支援事業所の利用をする者の数

C 就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合

就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とします。

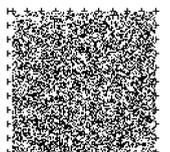
項目	数値	考え方
【目標値】就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	50%	平成32年度末において、就労移行支援事業所のうち就労移行率3割以上の事業所の割合



D 就労定着支援事業開始1年後の職場定着率

就労定着支援事業により支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とします。

項目	数値	考え方
【目標値】就労定着支援事業開始1年後の職場定着率（平成31年度末）	80%	就労定着支援事業利用者のうち、1年後に継続して勤務している者の割合
【目標値】就労定着支援事業開始1年後の職場定着率（平成32年度末）	80%	



(2) 障害福祉サービス等の必要量の見込み

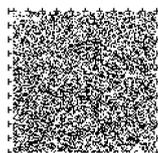
① 訪問系サービス

○ 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

A サービス内容

サービス内容は以下のとおりです。

	サービス名	サービス内容
1	居宅介護	居宅において入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。
2	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する者につき、居宅において入浴、排泄、食事の介護、調理、洗濯、掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスを提供します。
3	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）排泄・食事等の介護その他外出する際に必要な援助を行います。
4	行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等で常時介護を要する者につき、行動の際に生じ得る危険を回避するための援護や、外出時の移動中の介護、排泄・食事等の介護、その他行動する際の必要な援助を提供します。
5	重度障害者等包括支援	常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある者のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの、並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者に、居宅介護をはじめとする障害福祉サービスを包括的に提供します。



B サービス見込み量

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込み量を以下のとおり設定します。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
1	居宅介護	時間	4,824	4,987	5,000	5,225	5,319	5,415
2	重度訪問介護							
3	同行援護							
4	行動援護	人	213	232	233	250	261	273
5	重度障害者等包括支援							

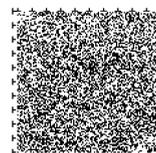
※平成29年度の実績は、10月までの実績に基づく推計値

●本計画における単位について

- ①「時間」……月間のサービス提供時間
- ②「人日分」…「月間の利用人数」×「1人1月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量
- ③「人分」……月間の利用人数
- ④「人」……平均的な1か月間における利用実人数

C 見込み量に対する考え方

平成29年度までの利用実績及び地域生活への移行者数等を勘案して算出しました。



② 日中活動系サービス

○ 生活介護

A サービス内容

常時介護を要する障害者につき、主に昼間、障害者支援施設等で行われる入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供、身体機能又は生活能力向上のために必要な支援を行います。

B サービス見込み量

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込み量を以下のとおり設定します。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
1	生活介護	人日分	7,417	7,657	7,721	8,000	8,420	8,880
		人	365	381	379	400	421	444

C 見込み量に対する考え方

平成29年度までの利用実績、地域生活への移行者数、平均的な1人当たりの利用量等を勘案して算出しました。

○ 自立訓練（機能訓練）

A サービス内容

身体障害者又は難病等対象者につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所に通所又は居宅に訪問し行う理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談および助言等の支援を行います。

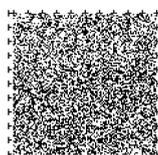
B サービス見込み量

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込み量を以下のとおり設定します。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
2	自立訓練（機能訓練）	人日分	65	85	27	55	55	55
		人	5	7	3	5	5	5

C 見込み量に対する考え方

平成29年度までの利用実績及び平均的な1人当たりの利用量等を勘案して算出しました。



○ 自立訓練（生活訓練）

A サービス内容

知的障害又は精神障害を有する障害者につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所に通所又は居宅に訪問し行う、自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言等の支援を行います。

B サービス見込み量

平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの見込み量を以下のとおり設定します。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
3	自立訓練(生活訓練)	人日分	232	180	169	210	210	210
		人	18	10	11	14	14	14

C 見込み量に対する考え方

平成29年度までの利用実績、地域生活への移行者数、平均的な1人当たりの利用量等を勘案して算出しました。

○ 就労移行支援

A サービス内容・対象者

就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓、就職後の定着のために必要な相談、支援を行います。

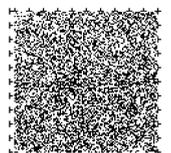
B サービス見込み量

平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの見込み量を以下のとおり設定します。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
4	就労移行支援	人日分	1,238	1,380	1,677	1,744	1,904	2,096
		人	80	84	99	109	119	131

C 見込み量に対する考え方

平成29年度までの利用実績、地域生活への移行者数、平均的な1人当たりの利用量等を勘案して算出しました。



○ 就労継続支援（A型）

A サービス内容

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。

B サービス見込み量

平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの見込み量を以下のとおり設定します。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
5	就労継続支援（A型）	人日分	466	920	1,274	1,615	1,805	1,900
		人	25	50	69	85	95	100

C 見込み量に対する考え方

平成29年度までの利用実績、地域生活への移行者数、平均的な1人当たりの利用量等を勘案して算出しました。

○ 就労継続支援（B型）

A サービス内容

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、通常の事業所に雇用されていた障害者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。

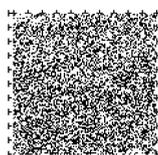
B サービス見込み量

平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの見込み量を以下のとおり設定します。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
6	就労継続支援（B型）	人日分	4,293	4,366	4,628	4,811	4,930	5,049
		人	243	256	271	283	290	297

C 見込み量に対する考え方

平成29年度までの利用実績、地域生活への移行者数、平均的な1人当たりの利用量等を勘案して算出しました。



○ 就労定着支援

A サービス内容

障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

具体的には、企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

B サービス見込み量

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込み量を以下のとおり設定します。なお、平成30(2020)年度に新設されたサービスのため実績はありません。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
7	就労定着支援	人	—	—	—	10	10	10

C 見込み量に対する考え方

現在、上尾市障害者就労支援センターで同様のサービスを実施しており、就労実績等を考慮して設定しました。

○ 療養介護

A サービス内容

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって、常時介護を要する者につき、主として昼間について、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、および日常生活上の世話等を行います。

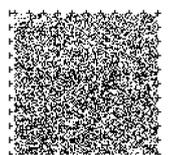
B サービス見込み量

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込み量を以下のとおり設定します。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
8	療養介護	人	18	16	15	15	15	15

C 見込み量に対する考え方

平成29年度までの利用実績を勘案して算出しました。



○ 短期入所

A サービス内容

居宅においてその介護を行う者の疾病等の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排泄又は食事の介護等の支援を行います。

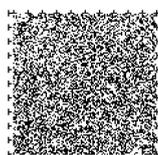
B サービス見込み量

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込み量を以下のとおり設定します。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
9	短期入所（福祉型）	人日分	307	308	345	371	392	406
		人	43	47	50	53	56	58
	短期入所（医療型）	人日分	29	54	54	77	91	98
		人	8	9	10	11	13	14

C 見込み量に対する考え方

平成29年度までの利用実績、地域生活への移行者数、平均的な1人当たりの利用量等を勘案して算出しました。



③ 居住系サービス

○ 自立生活援助

A サービス内容

定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

B サービス見込み量

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込み量を以下のとおり設定します。
なお、平成30(2018)年度に新設されたサービスのため実績はありません。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
1	自立生活援助	人	—	—	—	10	10	10

C 見込み量に対する考え方

サービス内容を考慮し、利用が想定される人数を見込みました。

○ 共同生活援助（グループホーム）

A サービス内容

障害者につき、主に夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排泄、食事の介護等、その他の日常生活上の援助を行います。

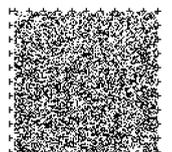
B サービス見込み量

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込み量を以下のとおり設定します。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
2	共同生活援助 (グループホーム)	人	143	154	165	183	196	211

C 見込み量に対する考え方

平成29年度までの利用実績、地域生活への移行者数、平均的な1人当たりの利用量等を勘案して算出しました。



○ 施設入所支援

A サービス内容

施設に入所する障害者につき、主に夜間において、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他必要な日常生活上の支援を行います。

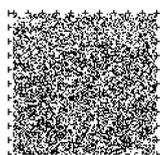
B サービス見込み量

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込み量を以下のとおり設定します。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
3	施設入所支援	人	180	182	180	181	182	183

C 見込み量に対する考え方

平成29年度までの利用実績、地域生活への移行者数等を勘案して算出しました。



④ 相談支援

○ 計画相談支援

A サービス内容

障害福祉サービスの利用に際し、指定を受けた障害福祉事業者等によりサービス等利用計画案を作成し、支給決定、利用計画見直し（モニタリング）を実施することで、サービスの利用を支援します。

B サービス見込み量

平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの見込み量を以下のとおり設定します。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
1	計画相談支援	人	103	111	109	263	313	363

C 見込み量に対する考え方

平成29年度までの利用実績、地域生活への移行者数、今後のサービス利用者数の増加等を勘案して算出しました。

○ 地域移行支援

A サービス内容

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者その他において、地域における生活に移行するために福祉専門職やピアサポーター等からの重点的な支援が必要な障害者に対し、住居の確保等、地域における生活に移行するための活動に関する相談支援等を実施します。

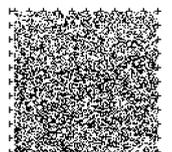
B サービス見込み量

平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの見込み量を以下のとおり設定します。

	サービス名	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
2	地域移行支援	人	2	1	0	3	3	3

C 見込み量に対する考え方

平成29年度までの利用実績、地域生活への移行者数を勘案して算出しました。



○ 地域定着支援

A サービス内容

居宅において単身等で生活する、福祉専門職やピアサポーター等からの重点的な支援が必要な障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態において、相談支援等を実施します。

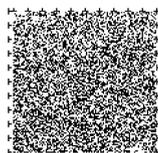
B サービス見込み量

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込み量を以下のとおり設定します。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
3	地域定着支援	人	0	0	0	3	3	3

C 見込み量に対する考え方

平成29年度までの利用実績、地域生活への移行者数を勘案して算出しました。



(3) 地域生活支援事業の必要量の見込み

① 必須事業

○ 理解促進研修・啓発事業

A サービス内容

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

B サービス実施見込み

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込みを以下のとおり設定します。

	サービス名	実績			見込み		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
1	理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

C 見込みに対する考え方

地域生活支援事業の必須事業とされて以降、継続して実施しているため、引き続き実施を見込みました。

○ 自発的活動支援事業

A サービス内容

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。

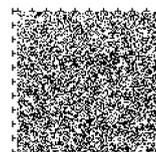
B サービス実施見込み

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込みを以下のとおり設定します。

	サービス名	実績			見込み		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
2	自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

C 見込みに対する考え方

地域生活支援事業の必須事業とされて以降、継続して実施しているため、引き続き実施を見込みました。



○ 相談支援事業

A サービス内容

サービス内容は以下のとおりです。

	サービス名	サービス内容
3	障害者相談支援事業	障害のある人やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用等について必要な支援を行うとともに、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。
	基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関を設置し、相談支援機能の強化を図ります。
4	基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、相談支援事業者への指導・助言を行うために必要な専門的職員の配置等を行い、相談支援機能の強化を図ります。
5	住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者等について、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、関係機関から必要な支援を受けることができるよう調整を行います。

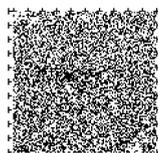
B サービス見込み量

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込み量を以下のとおり設定します。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
3	障害者相談支援事業	箇所数	3	3	3	3	3	4
	基幹相談支援センター	—	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施
4	基幹相談支援センター等機能強化事業	—	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施
5	住宅入居等支援事業	—	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施

C 見込み量に対する考え方

障害者数の増加等に伴い、相談支援事業へのニーズが非常に高まっていることから、事業所の増を見込んでいます。また、地域の相談支援体制の中核を担う基幹相談支援センターを設置します。



○ 成年後見制度利用支援事業

A サービス内容

成年後見制度の利用が必要と認められる障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、その障害者の権利擁護を図ります。

B サービス見込み量

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込み量を以下のとおり設定します。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
6	成年後見制度利用支援事業	人	3	3	3	3	4	5

C 見込みに対する考え方

平成29年度までの利用実績を勘案して算出しました。

○ 成年後見制度法人後見支援事業

A サービス内容

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ります。

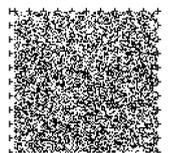
B サービス実施見込み

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込みを以下のとおり設定します。

	サービス名	実績			見込み		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
7	成年後見制度法人後見支援事業	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施

C 見込みに対する考え方

地域生活支援事業の必須事業とされており、支援の方法について引き続き検討していきます。



○ 意思疎通支援事業

A サービス内容

聴覚や音声・言語機能に障害のある人に対して、要約筆記者、手話通訳者などを派遣し、意思疎通の手助けを行います。

B サービス見込み量

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込み量を以下のとおり設定します。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
8	手話通訳者派遣事業	件	1,257	1,398	1,382	1,437	1,494	1,553
9	要約筆記者派遣事業	件	9	12	14	14	14	14
10	手話通訳者設置事業	人	16	17	18	19	20	21

C 見込み量に対する考え方

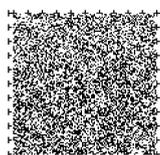
第4期計画期間の実績に基づいて算出しました。

○ 日常生活用具給付等事業

A サービス内容

障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

	種目	内容
11	介護・訓練支援用具	身体介護を支援する用具
12	自立生活支援用具	入浴、食事、移動などの自立生活用具
13	在宅療養等支援用具	在宅療養等を支援する用具
14	情報・意思疎通支援用具	情報伝達、意思疎通等を支援する用具
15	排泄管理支援用具	排泄管理を支援する用具
16	居宅生活動作補助用具	障害者の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの



B サービス見込み量

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込み量を以下のとおり設定します。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
11	介護・訓練支援用具	件	9	11	9	10	10	10
12	自立生活支援用具	件	35	37	38	40	42	44
13	在宅療養等支援用具	件	23	24	19	24	24	24
14	情報・意思疎通支援用具	件	57	45	53	57	57	57
15	排泄管理支援用具	件	340	367	358	367	375	384
16	居宅生活動作補助用具	件	0	5	3	5	5	5

C 見込み量に対する考え方

平成29年度までの給付実績を勘案して算出しました。

○ 手話奉仕員（上尾市登録手話通訳者）養成研修事業

A サービス内容

意思疎通を図ることに支障がある障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成します。

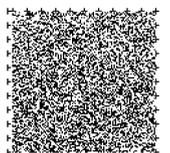
B サービス見込み量

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込み量を以下のとおり設定します。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
17	手話奉仕員養成研修事業	人	1	2	1	1	1	1

C 見込み量に対する考え方

平成29年度までの養成実績を勘案して算出しました。



○ 移動支援事業

A サービス内容

屋外での移動が困難な障害のある人について、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的に、外出のための支援を行います。

B サービス見込み量

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込み量を以下のとおり設定します。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
18	移動支援事業	実利用人数	120	125	125	125	125	125
		延べ利用時間	13,731	12,923	13,912	13,750	13,750	13,750

C 見込み量に対する考え方

平成29年度までの利用実績及び平均的な1人当たりの利用量等を勘案して算出しました。

○ 地域活動支援センター

A サービス内容

地域で生活する障害者等に対し、創作的活動・生産活動の機会又は社会との交流を促進する機会を提供します。

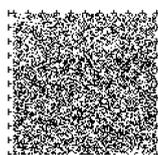
B サービス見込み量

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込み量を以下のとおり設定します。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
19	地域活動支援センター	箇所数	3	3	3	3	3	3
		実利用人数	912	1,062	1,056	1,060	1,060	1,060

C 見込み量に対する考え方

平成29年度までの利用実績を勘案して算出しました。



② 任意事業

○ 日中一時支援事業

A サービス内容

日中、障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行います。

B サービス見込み量

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込み量を以下のとおり設定します。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
20	日中一時支援事業	実利用 人数	68	62	59	59	59	59

C 見込み量に対する考え方

平成29年度までの利用実績を勘案して算出しました。

○ 訪問入浴サービス事業

A サービス内容

他の手段では入浴が困難な障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

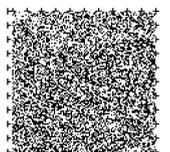
B サービス見込み量

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込み量を以下のとおり設定します。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
21	訪問入浴サービス事業	実利用 人数	12	14	14	14	14	15

C 見込み量に対する考え方

平成29年度までの利用実績を勘案して算出しました。



(4) 見込み量確保のための方策

① 障害福祉サービス等の見込み量確保のための方策

○ 訪問系サービス

- ・サービス利用者に対し、サービス等利用計画の円滑な利用を促し、サービス利用の適正化、効率化を図ります。
- ・ケアマネージャー等との連携を密にし、介護保険対象者の計画的、効率的なサービスの利用を促します。
- ・障害者・障害児の増加及び入院・入所等からの地域生活への移行に伴う利用ニーズの高まりに対し、十分な数のサービス提供事業所を確保するため、新規事業者に対し、事業実施に必要な情報を提供します。
- ・サービス提供事業所に対し、埼玉県が実施する研修等の情報を提供し、事業所職員のスキルアップを図ります。

○ 日中活動系サービス

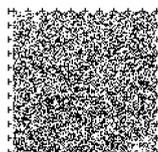
- ・サービス利用者に対し、サービス等利用計画の円滑な利用を促し、サービス利用の適正化・効率化を図ります。
- ・近隣市町を含め事業所間の連携を促し、地域のサービス提供体制の充実を図ります。
- ・サービス利用者及び事業者に対し、サービスに関する十分な情報提供を実施します。
- ・特別支援学校の卒業生に対し、通所等の具体的なサービス利用支援を実施します。
- ・サービス利用者の一般就労への移行を支援するため、上尾市障害者就労支援センターとの連携を図ります。

○ 居住系サービス

- ・サービス利用者に対し、サービスに関する十分な情報提供を実施します。
- ・グループホームを運営する法人に対し、必要な情報を提供します。また、市内に新たなグループホームを設置する事業者に対し、情報提供等の支援を実施します。
- ・埼玉県の実施する施設入所調整システムとの連携を図り、県内障害者支援施設の利用を支援します。

○ 相談支援

- ・計画相談支援及び一般相談支援（地域移行・地域定着）において、既存の事業者との連携を強化し、計画の見直し（モニタリング）や計画内容のあり方等について、事業者と密に情報交換を実施します。
- ・新規事業者に対し、事業実施に必要な情報提供等を実施します。
- ・事業者に対し、研修等を実施することで、支援の質の向上を図ります。



② 地域生活支援事業の見込み量確保のための方策

○ 必須事業

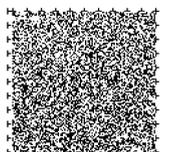
- ・ 障害者差別解消法について、その目的や考え方に関する研修を実施し、啓発を図ります。
- ・ ピアサポーターの養成について、継続して実施していきます。
- ・ 地域の相談支援体制の中核を担う基幹相談支援センターの設置に向け、具体的な検討を実施します。また、設置に当たっては、専門的な知識を持つ人材を配置します。
- ・ 障害者やその家族からの相談に対し、必要な対応をとることができるよう、障害者生活支援センターにおける支援体制の充実を図ります。
- ・ 成年後見制度について、利用促進に向けた制度の更なる周知を図ります。
- ・ 上尾市登録手話通訳者の確保のため、通訳者の養成講習会を実施し、人材の育成を行います。
- ・ 日常生活用具給付事業については、利用ニーズや社会情勢等の変化を考慮し、給付品目の見直しを検討します。
- ・ 移動支援事業については、利用ニーズや社会情勢等の変化を考慮し、利用対象者等の見直しを行います。
- ・ 地域活動支援センター事業については、引き続き十分な支援体制を確保します。

○ 任意事業

- ・ 日中一時支援事業については、必要量の確保及び質の向上をめざし、サービス提供体制を整備します。
- ・ 訪問入浴サービスについては、利用者のQOL^{*62}を高めることができるよう、引き続きサービス提供体制を確保します。

*62 QOL

「quality of life」の略。生活の質。



4 第1期上尾市障害児福祉計画

(1) 平成32（2020）年度の数値目標の設定

① 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針

平成32（2020）年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。また、平成32（2020）年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

平成32（2020）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30（2018）年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

目標

A 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所設置数

平成32（2020）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を1か所以上設置します。

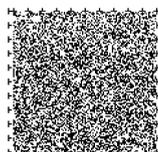
B 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所設置数

平成32（2020）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を1か所以上設置します。

C 医療的ケア児への支援に関する協議の場の設置

平成30（2018）年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場を設置します。なお、近隣自治体との共同設置も含めて検討していきます。

なお、児童発達支援センター及び保育所等訪問支援については、整備又は構築済みであることから目標設定は行いません。



(2) 障害児通所支援等の必要量の見込み

① 児童発達支援

A サービス内容

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

B サービス見込み量

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込み量を以下のとおり設定します。
(重症心身障害児に対する支援を含む)

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
1	児童発達支援	人日分	819	975	1079	1,120	1,218	1,330
		人	66	70	74	80	87	95

C 見込み量に対する考え方

平成29年度までの利用実績及び平均的な1人当たりの利用量等を勘案して算出しました。

② 医療型児童発達支援

A サービス内容

肢体不自由(上肢、下肢又は体幹の機能障害)があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障害児に対し、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。

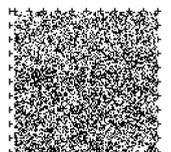
B サービス見込み量

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込み量を以下のとおり設定します。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
2	医療型児童発達支援	人日分	0	0	0	10	10	10
		人	0	0	0	1	1	1

C 見込み量に対する考え方

平成29年度までの利用実績及び平均的な1人当たりの利用量等を勘案して算出しました。



③ 放課後等デイサービス

A サービス内容

授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

B サービス見込み量

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込み量を以下のとおり設定します。(重症心身障害児に対する支援を含む。)

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
3	放課後等デイサービス	人日分	2,438	3,039	3,459	3,682	4,004	4,368
		人	184	221	241	263	286	312

C 見込み量に対する考え方

平成29年度までの利用実績及び平均的な1人当たりの利用量等を勘案して算出しました。

④ 保育所等訪問支援

A サービス内容

保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

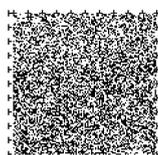
B サービス見込み量

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込み量を以下のとおり設定します。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
4	保育所等訪問支援	人日分	2	2	2	2	2	2
		人	2	2	2	2	2	2

C 見込み量に対する考え方

平成29年度までの利用実績及び平均的な1人当たりの利用量等を勘案して算出しました。



⑤ 居宅訪問型児童発達支援

A サービス内容

障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

B サービス見込み量

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込み量を以下のとおり設定します。なお、平成30(2018)年度に新設されたサービスのため実績はありません。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
5	居宅訪問型児童発達支援	人日分	—	—	—	30	30	30
		人	—	—	—	3	3	3

C 見込み量に対する考え方

サービス内容を考慮し、利用が想定される人数及び1人当たりの利用量等を勘案して算出しました。

⑥ 障害児相談支援

A サービス内容

障害のある児童について、障害福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況やその置かれている環境、児童又はその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の評価及び計画の見直し等を行います。

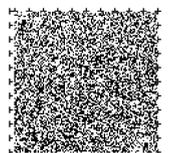
B サービス見込み量

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込み量を以下のとおり設定します。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
6	障害児相談支援	人	13	15	16	48	68	88

C 見込み量に対する考え方

平成29年度までの利用実績及び今後のサービス利用者数の増加等を勘案して算出しました。



⑦ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

A 内容

地域で安心して暮らしていけるよう、重症心身障害者・障害児等に対する支援が適切に行える人材を養成します。

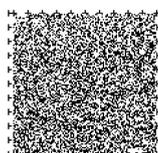
B コーディネーター数見込み

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込み量を以下のとおり設定します。
 なお、平成30(2018)年度に新設されたため実績はありません。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
7	医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーターの 配置	人	—	—	—	1	1	1

C 見込み量に対する考え方

医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置と合わせて配置を検討していきます。



(3) 見込み量確保のための方策

① 児童発達支援

- 学齢期前の障害のある児童は増加傾向にあり、今後もサービスの必要性が高まっていくことから、新規事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供します。
- 医療的ケア児や重症心身障害児等が利用できる事業所を確保するため、既存の事業所に対して情報等の提供を行い、受け入れについて要望していきます。

② 放課後等デイサービス

- 市内の事業所数は第4期障害福祉計画期間中に大幅に増加し、利用ニーズに対応できる状況にあります。今後は、事業所連絡会等を活用し、相談支援体制を強化します。また、学校との連携を密にし、サービスの質の向上を図ります。
- 医療的ケア児や重症心身障害児等が利用できる事業所を確保するため、既存の事業所に対して情報等の提供を行い、受け入れについて要望していきます。

③ 保育所等訪問支援

- 利用ニーズに対し、引き続き提供体制を確保していきます。

④ 障害児相談支援

- 障害児通所支援等の事業者に対し、事業所連絡会などを通じて、サービス等利用計画の必要性を説明するとともに、研修等の情報を提供します。

⑤ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

- 医療的ケア児等コーディネーター養成研修に市職員等を派遣し、養成・配置を実施します。

